

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1358

目 次 ページ

告 示

○危険薬物の指定…………… (医務薬務課) 1

告 示

北海道告示第159号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第1項の規定により、次のとおり危険薬物を指定し、平成30年3月1日から施行する。

平成30年2月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

危険薬物として指定する物

- 1 N-（4-フルオロフェニル）-N-（1-フェネチルピペリジン-4-イル）イソブチルアミド及びその塩類
- 2 N-（4-クロロフェニル）-N-（1-フェネチルピペリジン-4-イル）イソブチルアミド及びその塩類
- 3 N-（1-フェネチルピペリジン-4-イル）-N-フェニルテトラヒドロフラン-2-カルボキサミド及びその塩類
- 4 N-（2-メトキシベンジル）-N-メチル-1-（4-メチルフェニル）プロパン-2-アミン及びその塩類
- 5 1-（3, 5-ジメトキシ-4-プロポキシフェニル）プロパン-2-アミン及びその塩類